

金融庁がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

〔 令 和 7 年 9 月 10 日 〕
金 融 庁

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和7年2月18日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）に基づき、金融庁が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

I. 対象となる事務及び事業

本計画は、金融庁が行うすべての事務及び事業を対象とする。

II. 対象期間等

本計画は、2040年度までの期間を対象とする。

III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、金融庁の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することを目指す。

この目標は、金融庁の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

IV. 個別対策に関する目標

1. 太陽光発電の導入

2030年度には、設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備が設置され、2040年度には100%設置されることを目指す。

2. 新築建築物のZEB化

金融庁が庁舎等の建築物を新築する場合には、原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。

また、2030年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。

3. 電動車の導入

金融庁の公用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。

4. LED照明の導入

金融庁におけるLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。

5. 再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達

中央合同庁舎第7号館については官民合築の建物であり、その電力契約は管理組合が行っていることから、直ちに電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることは困難であるが、2030年度までに金融庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。また、2030年度以降について、再生可能エネルギーを60%以上調達したうえで、2040年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするよう、庁舎管理官署等の関係先に働きかけを行っていく。

V. 措置の内容

政府実行計画で定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。なお、取組を実施するために有効な具体的、細目的な措置及び技術的支援の在り方並びに効果的な取組に関する情報提供等について、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議において決定・提示があった場合には、それを踏まえることとする。

1. 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

（1）太陽光発電の最大限の導入

太陽光発電設備については既に導入済みであるが、今後、より発電効率の高い機器の調達が可能となった場合は、関係先との調整及び費用対効果等を勘案のうえ、更新を検討する。

（2）ペロブスカイト太陽電池の率先導入

今後、社会実装のフェーズに入るペロブスカイト太陽電池は、従来型の太陽電池では設置が困難な耐荷重性の低い屋根や建物の壁面等への導入が可能となることから、保有する建築物等への導入の可否を調査する。また、可能な場合には具体的な導入目標等について、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえながら検討していく。

（3）蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池の導入の可否を調査し、可能な場合は導入に努める。

また、地域や用地を問わず利用可能な地中熱や太陽熱、循環型社会の形成に貢献するバイオマス熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等の採用の可

否についても併せて調査し、可能な場合は導入に努める。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 今後、建築物を新築する場合には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。
- ② 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後、建築物を新築する場合には、原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。また、2030 年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。
- ③ 断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入などにより、建築物の断熱性能の向上に努める。また、増改築及び大規模改修時においては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）に定める省エネルギー基準に適合する省エネルギー性能向上のための措置を講ずるものとする。
- ④ 庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入するなど、温室効果ガスの排出の少ない設備の導入を図る。
- ⑤ 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器について、冷却性能の低下などの異常の認められる段階に至る前に早期に冷媒の漏えいを発見することによって、余分な電力消費や温室効果ガス排出を削減するため、常時監視システムの率先的な導入に努める。
- ⑥ 気象状況等を考慮し、空調の設定温度にこだわることなく、庁舎内における適切な室温管理を図る。また、使用していないエリアの空調停止や送風機による空気循環、服装の工夫など、省エネルギー行動も併せて実践する。
- ⑦ 建築物の規模・用途等を踏まえ、省エネルギーに資する燃料電池やコージェネレーションを積極的に導入する。
- ⑧ 温室効果ガスの更なる削減に向けて、燃料使用からの温室効果ガス削減に向けた取組を進めていく必要がある。燃料使用量削減に資する省エネルギー等の取組を進めるとともに、脱炭素化された電力による電化や、カーボンニュートラルな燃料へ転換すること等の可否を調査し、可能な場合はこれらの取組を進める。
- ⑨ 設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。
- ⑩ 庁舎の省エネルギー診断を実施する。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する。その際、ESCO の活用を検討する。
- ⑪ エネルギー管理の徹底を図るため、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）を引き続き活用することにより、庁舎のエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む。効率的な運用改善の取組を促進するため、BEMS により把握した庁舎のエネルギー消費量等のデータ及び活用結果を各府省庁のホームページにおいて公表する等、情報公開を図る。

(2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

- ① 建築物の運用時に加え、以下の取組を始め、建築物の資材製造から解体（廃棄段階を含む。）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出の削減に努める。
 - ア 温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材等を選択する。
 - イ 建築資材や建設廃棄物等について、温室効果ガスの排出削減等に資する方法での輸送に努める。
 - ウ 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。
 - エ HFC を使用しない断熱材の利用を促進する。
 - オ 業務用エアコンの冷媒に用いられている HFC について、機器使用時の冷媒の漏えいを監視するとともに、機器廃棄時に HFC を適切に回収する。
 - カ 建設廃棄物の抑制を図る。
 - キ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、庁舎等における木材の利用に努め、併せて木材製品の利用促進、木質バイオマスを燃料とする暖房器具等の導入に努める。
- ② 雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図る。
- ③ 敷地内の緑化や保水性舗装を整備し、適切な散水に努める。

(3) 新しい技術の率先的導入など 2050 年ネット・ゼロを見据えた取組

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるなど、脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

(1) 電動車の導入

- ① 金融庁の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに全て電動車とする。

また、電動車への買い替えに当たっては、効率的利用等を図るとともに、使用実態を踏まえ必要最小限の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。
- ② また、公用車の効率的利用等を図るとともに、公用車の使用実態を精査し、台数の縮減を図る。

(2) LED 照明の導入

金融庁の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100% とする。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。

(3) 再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達の推進

- ① 2030 年度までに各府省庁で調達する電力の 60% 以上を再生可能エネルギー電力

とすることを旨とする。なお、この目標(60%)を超える電力についても、排出係数の可能な限り低い電力の調達を行うことに努める。

- ② 2030 年度以降について、再生可能エネルギー電力を 60%以上調達した上で、2040 年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の 80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、目標達成に向け、調達する電力の排出係数の低減に努める。

(4) 省エネルギー型機器の導入等

- ① エネルギー消費の多いパソコン、コピー機等の O A 機器及び電気冷蔵庫等の家電製品等の機器を、省エネルギー型のものに計画的に切り替える。
- ② 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

(5) GX 製品の率先調達

GX 製品が従来製品に比べて市場で高く評価され、市場で選ばれる環境整備が必要であることから、電動車の導入を始めとして、政府の事務及び事業における率先調達に取り組む。

(6) その他

ア 自動車利用の抑制等

- ① 来庁者の自動車利用の抑制を図るため、Web 会議システムを促進する。
- ② 通勤時や業務時の移動に、鉄道、バス等の公共交通機関や自転車の利用を推進する。

イ 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を選択することとし、更新に当たって計画的に実施する。

ウ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択・使用を図るべく物品の調達に当たっては、ワンウェイ（使い捨て）製品の調達を抑制し、リユース製品及びリユース可能な製品並びにリサイクル材や再生可能資源を用いた製品を積極的に調達する。特にプラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）にのっとり、プラスチック使用製品設計指針に逸合した認定プラスチック使用製品を調達する。

エ 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量を削減するため、ペーパーレス化を推進し、審議会等資料の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化、両面印刷等を行うこととする。

オ 再生紙の使用等

購入し、使用するコピー用紙等の用紙類については、再生紙とすることを徹底する。古紙パルプ配合率のより高いコピー用紙類の調達割合の向上等を計画的に実施する。また、その他の紙類等については再生紙や、森林認証材パルプ配合率及び間伐材等パルプ配合率のより高い紙の使用を進める。

カ 合法木材、再生品等の活用

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 48 号)等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択、使用を計画的に実施する。

キ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

- ① 庁舎内の自動販売機の省エネルギー化を行い、HFC を使用しない機器及び調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネ型機器への変更を促す。
- ② 庁舎内の喫茶店等のエネルギー消費の見直しを行い、省エネルギー化を促す。

ク フロン類の排出の抑制

- ① 業務用ヒートポンプ給湯器、コンビニエンスストアなどの庁舎内の売店における冷凍・冷蔵ショーケース、路面の融雪設備などについて、自然冷媒などの低 GWP 冷媒を使用する製品を率先して導入を検討する。
- ② 施工不良を原因とする冷媒漏えいを確実に防止するため、コンビニエンスストアなどの庁舎内のテナントを含めて冷媒に HFC を使用する業務用冷蔵冷凍機器・業務用エアコンの設置時には、冷媒配管について気密試験を実施する。
- ③ 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の管理に当たっては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）に基づいて、機器の点検や点検記録等の保存を行う。同法に基づいて 1 年間の使用時漏えい量を算定した上で、1,000t（CO₂ 換算）を超えてしまった場合には事業所管大臣（当該機関の属する府省の長たる大臣）に報告をする。
- ④ 点検記録等の保存に当たっては、冷媒管理システム(RaMS)を活用するなど、電子化に取り組むよう努める。
- ⑤ 冷媒に HFC を使用する業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の廃棄時には、機器の撤去を委託した外部業者と調整して機器内の冷媒回収に必要な作業環境・作業時間を十分に確保の上、同法の基準にのっとり冷媒回収を徹底する。
- ⑥ 庁舎や研修施設などにおいて、家庭用エアコンとして製造・販売されている製品を使用・廃棄する場合には、当該製品が特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）の適用対象となることを踏まえて、同法にのっとり適切な回収が確実になされるように処理する。具体的には、買換え後の新しい製品

を購入する小売業者などに廃棄する古い製品の引取りを依頼して、特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写しの交付を受ける。

ケ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄(SF6)の回収・破壊等
廃棄される電気機械器具に封入されていた SF6 について、回収・破壊等を行うよう努める。

コ CO2 吸収型コンクリートの活用
CO2 吸収型コンクリートについて、政府として率先調達に努める。

4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の 3 R + Renewable

ア 庁舎等から排出される廃棄物及び廃棄物中の可燃ごみについては、第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月 2 日閣議決定）、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和 5 年環境省告示第 49 号）等にとり 3 R（発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle)）+ Renewable（バイオマス化・再生材利用等）の推進を図り、サーキュラーエコノミー（循環経済）を総合的に推進する。

イ 会議運営の庶務を外部業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 7 年 1 月 28 日閣議決定）にとり、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

ウ 庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年 5 月 31 日）に掲げるマイルストーンの実現に向けて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律にとり、政府として率先して排出の抑制及びリサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。

エ 食品ロスの削減に向け、食品ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を行う。

オ 食べ残し、食品残渣などの有機物質について、再生利用や熱回収を行う。

(2) 金融庁主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

① 金融庁が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用するなど、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行う。

② 金融庁が後援等をする民間のイベントについても、①に掲げられた取組が行わ

れるよう促す。

(3) 政府の事務・事業における Scope3 排出量への配慮

政府の事務及び事業において、Scope3 排出量へ配慮した取組を進めるとともに、その排出量の削減に努める。

5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進、ウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する情報提供

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、積極的な情報提供を図る。

(3) 「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)を通じた職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入を始めとするデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

VI 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

① 対策の実施責任者は以下のとおりとし、これらの者で構成される金融庁地球環境対策推進本部委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

② 委員会のメンバーは以下のとおりとする。

総合政策局長(委員長)、総合政策局秘書課長、総務課長、リスク分析総括課長、企画市場局総務課長、監督局総務課長、証券取引等監視委員会事務局総務課長、公認会計士・監査審査会総務試験課長、総合政策局秘書課管理室長、監督局総務課監督調査室長

③ 委員会は、本計画の推進、評価及び点検等を行う。

④ 委員会事務局は、総合政策局秘書課総務係、秘書課管理室庁務係及び総務課政策調整係とする。

⑤ 委員会は、必要に応じて随時開催する。

⑥ 委員会は、本計画の推進状況を踏まえ、職員の取組み強化等を指示するものとする。

⑦ 総合政策局秘書課管理室において、取組予定の削減対策の進捗状況、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、全職員に周知する。

VII. 組織・施設ごとの温室効果ガス排出削減計画

排出削減計画は、まず 2030 年度に向けた計画を定めることとし、それ以降については、

取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に削減目標と整合する排出削減計画を定める。

【金融庁全体】

金融庁温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
				13 年度比	
公用車燃料	kg-CO2	71,544	24,299	22,165	－69%
施設の電気使用	kg-CO2	2,116,838	1,509,256	278,146	－89%
（電気使用量）	kWh	4,756,939	3,869,886	2,781,464	－42%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0.445	0.390	0.10	－0.345
施設の燃料使用	kg-CO2	976,740	1,427,745	1,052,214	8 %
その他	kg-CO2	-	-	-	-
合計	kg-CO2	3,165,132	2,961,299	1,352,525	－57%

※電気使用に由来する温室効果ガスの算定にあたっては、調整後排出係数を使用

金融庁温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	現状	2030 年度 目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	100 (既設置件数：1 件)	100
公用車に占める電動車の割合	%	96 (2023 年度)	100
L E D 照明の導入割合	%	35 (2023 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	3 %未満 (2023 年度)	電力調達に際し、庁舎管理官署等の関係先に働きかけを行っていく。

※ 2030 年度以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に目標を設定することとする。

○主な削減対策と削減効果

- ① L E D 照明の導入
- ② 電動車の導入
- ③ 省エネ診断の実施
- ④ 超過勤務の削減など省 CO2 にもつながる効率的な勤務態勢の推進